

いまさら聞けない行政用語 「マイナポータル」について

調査部研究員 山口 俊一

1. はじめに

みなさんはマイナポータルという言葉を知っていましたか？

マイナポータルとは、マイナンバー制度の一環で政府が運営するオンラインサービスです。

現在、マイナンバー制度に携わっていない職員の方には関係がないと思われるかもしれませんが、今後利活用が広がり、様々な業務に影響が生じる可能性があります。

今回は、マイナンバー制度の中でも最近運用が開始されたマイナポータルについて紹介します。

2. マイナポータルとは

住民の利便性の向上と行政の効率化のために、昨年11月からマイナポータルの本格運用が開始されました。

マイナポータルを利用するためには、一部のサービスを除き、電子身分証明書を搭載したマイナンバーカード、パソコン及びICカードリーダーもしくはマイナポータルに対応したスマートフォンが必要となります。

なお、パソコン等を持たない住民がマイナポータルへアクセスすることができるよう、内閣府が各市区町村の窓口でマイナポータル用端末を配置しています。

マイナポータルのセキュリティとしては、ログイン時にマイナンバーカードのICチップに搭載された電子身分証明書のパスワードを入れることで、マイナポータルへのアクセス制限や、他人に情報が漏洩することを防止しています。

そのほかに、データを暗号化して送受信する仕組みであるSSL通信や、本人の設定によりログイン時にメールで通知する機能を備えています。

3. マイナポータルでできること

マイナポータルでは図1に記載されたサービスを利用することができます。

図1 マイナポータルでできること

機能	内容
やりとり履歴 (情報提供等記録表示)	情報提供ネットワークを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる(例:予防接種、健康診断、納税)
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる(例:児童手当、保育園の入所)
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる (外部サイト連携)	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる

<出典>内閣府のHPを参考に筆者作成

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html>

(平成30年5月23日確認)

今回は、図1の中から、2つの機能を紹介します。

まず、「子育てワンストップサービス」では、児童手当の認定請求や保育園の入所の手続き等の、今まで役所に行かなければできなかった申請が、自宅のパソコン等からできるようになりました。ただし、現時点ではこの電子申請のサービスは、自治体によって実施状況が異なります。

なお、マイナポータルを利用するためのアプリケーションソフトウェア「マイナポータルAP」が、パソコン及びAndroidスマートフォン向けにリリースされています。こちらから子育てワンストップサービスにおける申請を行う際、作成者を示すための暗号化等の措置である電子署名の付与を行うことができ、インターネット上でのなりすまし等の防止をすることができます。

図2 マイナポータルのやりとり履歴詳細画面

[メインメニュー](#)
[お問い合わせ](#)
[よくある質問](#)



マイナポータル

[マイナポータル](#)
[マイナメニュー](#)
[やりとり履歴](#)
[情報開示状況の確認](#)
[やりとり履歴の提供について](#)

[やりとり履歴一覧](#)
[やりとり履歴詳細](#)

やりとり履歴詳細

登録番号	10000000000000000001-20171003000000-100001-01
状況	送附完了 情報提供が完了しています。
やりとり履歴発生日時	2017年10月3日 20:30:00
発生日時	2017年10月3日 18:30:39
照会種類	〇〇番
情報照会数照署名	××課
提供日時	2017年10月3日 20:30:00
提供種類	△△番
事務	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
事務年次	市町村民税の課税(市県民税)
やりとりされた情報の名称	地方税課税の他の地方税に課する法律に基づく条例の規定により算定した 加算額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報

法第21条第1項各号の該当
詳細送

今後、マイナポータルで、引っ越しや死亡等に係る自治体窓口や電力会社などの手続きを一括して届出できる機能や、ふるさと納税での寄附金控除、確定申告での医療費控除の簡素化等、住民の生活の利便性の向上に役立てることが国で検討されています^[1]。

情報連携とは、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で個人情報やりとりすることをいいます。マイナポータルと同時に開始され、記録は「やりとり履歴」に残されます。これにより、マイナンバーカードの有無に関わらず、行政機関が住民の情報を、マイナンバー法に定められた範囲で共有できるようになりました。その結果、各種手続きの際に住民が提出していた書類の一部（住民票の写し、課

平成29年11月現在、保険・福祉・税・子育て・住宅・教育などの853件の事務手続きで情報連携が開始し、今後さらに情報連携の対象を拡大することが検討されています^[2]。

マイナンバー制度には、カードの低い普及率など課題があるものの、実務については、先ほど説明した情報連携により、本人のカードの有無に関わらず、今後様々な業務に拡大していく方向にあります。

職員が住民に不要な書類を求める、法定範囲以外で情報のやりとりを行う等の誤った対応が無いよう、制度の動向をしっかりと把握し、慎重に業務にあたることが求められています。

本稿が、マイナポータルを含めたマイナンバー制度への理解を深めるきっかけとなれば幸いです。

[2] 内閣官房番号制度推進室「本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類」（平成29年11月）